

平成25年度京都府地域職業訓練実施計画

平成25年6月4日

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、法第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等多岐にわたること等を踏まえ、特定求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 平成24年度における職業訓練をめぐる状況

平成24年4月から平成25年3月末現在で、新規求職者のうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は74,850人。

平成24年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練） 2,510人（平成25年3月末現在）
- ・ 求職者支援訓練 2,276人（平成25年3月末現在）

3 平成25年度における職業訓練の実施方針

雇用失業情勢は緩やかに持ち直しているものの、一部で引き続き、厳しい状況が続くことが想定されることから、離職者を対象とする職業訓練については、平成25年度においても、成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準や民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の関連インフラの更なる整備及び普及も進めていくこととする。

(1) 求職者支援訓練

① 実施規模と分野、就職率に係る目標

- ・ 平成25年度においては、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の

基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう2,940人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模4,200人を上限とする。

- ・ 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の70%）。
- ・ その際、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。東日本大震災の被災者、未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- ・ 訓練認定規模は、上半期（暫定計画期間）と下半期とに区分し、以下のとおりとする。

◎平成25年度上半期認定規模（認定上限値）

		京都府地域
基礎コース (学卒未就職者を主として対象とするものを含む。)		630
実践コース		1,470
	介護系	360
	医療事務系	180
	情報系	120
	デザイン系	300
	営業・販売・事務系	180
	その他	186
	(新規)	144

◎平成25年度下半期認定規模（認定上限値）

		京都府地域
基礎コース (コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者を主として対象とするものを含む。)		630
実践コース		1,470
	介護系	400
	医療事務系	140
	情報系	120
	デザイン系	210
	営業・販売・事務系	160
	理美容	180
	その他	116
	(新規)	144

- ・ 認定単位期間
京都府においては、1 カ月ごとに求職者支援訓練を設定することとする。
(コース別の訓練実施計画規模を超えては認定しない)
注 申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、
イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから
ロ 実績枠については、求職者支援訓練又は基金訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請期間については、京都労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構京都職業訓練支援センターのHPで周知する。
- ・ 求職者支援訓練のうち、次の上限値以下で地域職業訓練実施計画が定めた割合までは、求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。
イ 基礎コース 上限値 10%
ロ 実践コース(分野共通) 上限値 10%
注 認定単位期間1 カ月単位で上限値 10%とすると、基礎コースでは各認定単位期間が10名までとなる。このため、認定の状況により最大 20 名まで拡大することが可能とする。
- ・ これらにより、就職率は、基礎コースで 60%、実践コースで 70%を目指す。

② 訓練修了者等に対する就職支援等の充実

- ・ 求職者支援訓練の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ 求職者支援訓練の受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者も少なくないことから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要である。
- ・ このため、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- ・ また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード(評価シートを含む。)等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。
- ・ なお、訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のための公共職業訓練(離職者訓練)の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

(2) 推進体制

- ・ 公共職業訓練(離職者訓練)と求職者支援訓練を合わせた訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国や京都府の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

- ・ このため、平成 25 年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。
- ・ 地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。
- ・ このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発の在り方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。
- ・ 今後とも、地域訓練協議会を開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。